

地上基幹放送局の再免許等に関する諸規定に対する意見

該当箇所	意見
全体	<p>地上基幹放送局の再免許等に向けて示された「地上基幹放送局の再免許等に関する審査等について」および「電波法施行規則等の一部を改正する省令案」については、次の修正要望1件を除き、妥当なものと考えます。</p> <p>なお前回2018年の地上基幹放送局の再免許の時点から、コロナ禍を経て、行政の事務手続きの簡素化・合理化が大きく進展していることなどを踏まえ、再免許等の申請の実務においては、提出資料をできる限り簡素化するなど、申請者の負担軽減を図っていただきたいと考えます。</p> <p>また総務省においては、再免許等の申請に関して事前に相談があった場合、申請者の事情等を丁寧に把握し、対応していただきたいと考えます。</p>
2. 再免許等の条件 (3)	<p>放送法は「放送の自律」を保障(第1条第2号)し、「放送番組編集の自由」(第3条)を規定しています。</p> <p>テレビジョン放送の放送番組の編集及び放送にあたり、教育番組10%以上、教養番組20%以上を確保する旨の免許条件を付すとの考え方が示されていますが、放送法の趣旨からすれば、放送番組相互の調和を実現するための具体的な比率は、放送事業者の自主・自律的な判断によることが原則と考えます。</p> <p>また「放送番組の種別の公表」制度に沿って、総合編成のテレビ放送事業者は番組種別や放送時間を半年ごとに公表していることから、番組調和の履行状況の透明性は、制度的に確保されているところです。</p> <p>したがって同免許条件を付すことは不要と考えますので、削除するよう要望します。</p>